

2020年4月10日

会員の皆様へ

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会  
会 長 内 山 俊 夫

「緊急事態宣言発令」に伴う本部事務局の対応について（ご協力のお願い）

平素は本会への格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえまして、本会では、従前より感染拡大の防止に向けた各種方策を執ってまいりましたが、今般、内閣総理大臣より発せられました「緊急事態宣言」を踏まえ、業務について感染防止策を講じ、対応を強化することといたしました。

つきましては、以下の対策を順次実施させていただきたくご案内申し上げます。

会員の皆さまにはご不便をおかけすることとなり誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 業務体制の一部変更

政府による緊急事態宣言ならびに埼玉県からの緊急事態措置に基づきまして、本部事務局の業務を、次のようにさせていただきます。

- ① 職員の勤務体制に在宅勤務（テレワーク）および時差出勤を導入させていただきます。
- ② 窓口業務時間を次の通りといたします  
午前9：00～12：00 午後1：00～4：00  
※土日祝日は休業です。  
※各種お申込み等は出来るだけ午後3時30分までにお越しく下さい。
- ③ 本部事務局へのお問合せ電話につきましては、各担当からの折り返し対応とさせていただきます。
- ④ 不動産無料相談所につきましては、電話による相談対応のみとし、来所によるご相談を中止させていただきます。
- ⑤ 宅地建物取引士法定講習会の受講申し込みにつきましては、郵送によるお申込み手続きを推奨させていただきます。

### 2. 対応期間 2020年4月8日（水）から2020年5月6日（水）まで

なお、本期間は、緊急事態宣言ならびに埼玉県からの緊急事態措置に沿うものであり、今後の状況により変更させていただく場合があります。

### 3. 各種お問い合わせは、以下にてお受けいたします。

本部事務局代表                   ： 048-811-1820  
入退会・宅建士法定講習等       ： 048-811-1830  
契約書式・法令情報               ： 048-811-1868  
不動産無料相談所                  ： 048-811-1818

以上